

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会運営要綱（案）

（目的）

第1条 ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会（以下「検討会」という。）は、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として設置する。

（専門家会議等の設置）

第2条 検討会は、専門家会議及び当事者市民部会で構成する。

- 2 専門家会議においては、目的に沿った検討を行うほか、当事者市民部会の報告を受けて全体的な報告書の作成を行う。
- 3 当事者市民部会においては、主として、これまでの施策の評価及び提言の検討を行う。

（構成）

第3条 専門家会議の委員は、学識経験者（歴史学者、社会学者、法律家、人権教育の専門家、学校関係者等）及びハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会の10名程度で構成し、委託先である〇〇〇〇理事長が選任する。

- 2 当事者市民部会の委員は、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、ハンセン病関係市民団体及び専門家会議の当事者市民部会担当の10名程度で構成し、委託先である〇〇〇〇理事長が選任する。

（座長及び委員長）

第4条 検討会に座長をおく。座長は、専門家会議の委員の互選による。

- 2 専門家会議に委員長をおくことができる。委員長は、検討会の座長が兼任する。
- 3 当事者市民部会に委員長をおくことができる。委員長は、当事者市民部会の委員の互選による。

（専門家会議及び当事者市民部会の活動）

第5条 専門家会議は、第1条の趣旨に基づき、基本的な検討課題を整理して現状把握、要因分析等を行うとともに、当事者市民部会からの報告等を踏まえ、当該課題について審議した上、報告書を作成する。

- 2 当事者市民部会は、当事者、市民団体としての視点から、国のこれまでの啓発活動の評価を行うとともに、今後の啓発活動の在り方への提言を行い、専門家会議に報告する。
- 3 専門家会議において作成された報告書を検討会の報告書とし、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」へ提出する。

(資料開示)

第6条 厚生労働省は、検討会が必要とする場合、個人のプライバシー保護等に配慮しつつ、その所管内にある関係資料を原則としてすべて公開する。

(会議の公開)

第7条 検討会は原則として公開する。また、検討会の議事録は毎回作成し、内容を出席者が確認した上、原則公開する。

(事務局)

第8条 検討会の運営事務は、委託先である〇〇〇〇が行う。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会(イメージ)

